

建設工事関係書類作成マニュアルー建築・設備工事編ー
工事関係書類一覧表

(別表1)
【受注者用】
令和7年4月1日現在

執行規則:東広島市建設工事執行規則
契約約款:建設工事請負契約約款
標準仕様書:公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版

	工事関係書類	提出要件・提出時期等	根 拠				受注者		発注者	工事打合せ簿 の添付	工事関係書類 整理分類
			執行規則	契約約款	特約事項	標準仕様書	発注者側へ提出	発注者側へ提示	受注者側へ提出		
契 約 関 係 書 類	現場代理人及び主任技術者等指名届	契約締結後14日以内	第20条	第10条	第2項		●			不要	契約関係書類
	配置技術者資格者証 又は 配置技術者実務経歴書	現場代理人及び主任技術者等指名届添付			第4・5・6・7項		●			不要	契約関係書類
	雇用関係の確認資料	現場代理人及び主任技術者等指名届添付			第8項		●			不要	契約関係書類
	誓約書	現場代理人及び主任技術者等指名届添付			第3項		●			不要	契約関係書類
	現場代理人兼務申請書	他工事の現場代理人を兼任するとき				市特記による	●			不要	契約関係書類
	権限委任(職務分担)通知書	契約締結後	第19条第2項	第9条第2項					●	不要	契約関係書類
	当初(変更)工程表	契約締結後14日以内 (特約事項において提出の免除に該当しない場合)	第14条	第3条	第1項		●			不要	契約関係書類
	請負代金内訳書	契約締結後14日以内 (特約事項において提出の免除に該当しない場合)	第14条	第3条	第1項		●			不要	契約関係書類
	完成通知書	工期終期日の13日前まで	第41条1項	第31条1項	第23項	1.6.1(1)	●			不要	契約関係書類
	引渡書	検査確認通知後	第41条4項	第31条4項			●			不要	契約関係書類
	引渡請求書	受注者が引渡しの申出を行わないとき	第41条5項	第31条5項					●	不要	契約関係書類
	中間検査		第41条第7項	第31条第7項	第25・26項	1.6.2(1)(イ)				—	—
	請負工事出来形検査要求書	部分払を請求しようとするとき	第47条	第37条			●			不要	契約関係書類
	請負代金相当額について(協議)	部分払を請求しようとするとき	第47条	第37条					●	不要	契約関係書類
	協議に係る承諾書	部分払を請求しようとするとき	第47条	第37条			●			不要	契約関係書類
	認定請求書・認定調査	中間前払を請求しようとするとき	第44条第4・5項	第34条第4・5項	第22項		●		●	不要	契約関係書類
	指定部分引渡書	指定部分の引渡しを行うとき	第48条	第38条			●			不要	契約関係書類
	指定部分相当額について(協議)	指定部分請負代金の支払いを行うとき	第48条	第38条					●	不要	契約関係書類
	協議に係る承諾書	指定部分請負代金の支払いを行うとき	第48条	第38条			●			不要	契約関係書類
	指定部分完成通知書	指定部分完成時	第48条	第38条			●			不要	契約関係書類
	部分使用承認願	部分使用を行うとき	第43条	第33条					●	不要	契約関係書類
	部分使用承諾書	部分使用を行うとき	第43条	第33条			●			不要	契約関係書類
	確認依頼書	該当する事実を発見したとき直ちに	第28条第1項	第18条第1項		1.1.8	● (総括監督員宛)			不要	契約関係書類
	確認結果通知書	調査終了後14日以内	第28条第3項	第18条第3項					●	不要	契約関係書類
	工事内容変更通知書	設計図書の変更(工事の中止を含む。)があるとき	第29・30・50条	第19・20・40条			●		●	不要	契約関係書類
	工事一時中止通知書	工事の全部又は一部の施工を一時中止するとき	第30・50条	第20・40条			●		●	不要	契約関係書類
	工事一時中止解除通知書	一時中止を解除するとき	第30・50条	第20・40条					●	不要	契約関係書類
	工期延長(短縮)申請書	工期の延長又は短縮等を請求するとき 変更実施工程表を添付	第31・32条	第21・22条		1.1.10	●		●	不要	契約関係書類
	法第13条及び省令第7条に基づく書面 (契約課宛て)	契約締結前までの指定期日(変更時も含む)			第20項		●			不要	契約関係書類
	法第12条第1項に基づく書面 (工事担当課宛て)	契約締結前までの指定期日(変更時も含む)			第20項		●			不要	契約関係書類
	告知書	下請負契約を締結したとき			第21項(2)			下請人宛		—	契約関係書類
	工期の変更について(協議)	工期の変更を行なうとき	第31・33条	第23条					●	不要	契約関係書類
	請負代金額等の変更について(協議)	請負代金額の変更を行なうとき	第34条	第24条					●	不要	契約関係書類
	変更協議に係る承諾書	請負代金額(工期を含む。)の変更を行なうとき	第33・34条	第23・24条			●			不要	契約関係書類
	設計図書の変更について(協議)	請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行なうとき	第40条	第30条					●	不要	契約関係書類
	変更協議に係る承諾書	請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行なうとき	第40条	第30条			●			不要	契約関係書類
	措置請求書	職務執行に著しく不相当と認められるとき 臨機の措置をとったとき直ちに	第22・36条	第12・26条			●		●	不要	契約関係書類
	措置決定通知書	請求を受けた日から10日以内	第22・36条	第12・26条			●		●	不要	契約関係書類
	建退共制度 発注者用掛金収納書	請負代金額300万円以上となるとき 工事完成時まで			第14項(3)		●			不要	契約関係書類
	建退共制度 共済証紙未購入理由書	請負代金額300万円以上となるとき 工事完成時まで			第14項(3)		●			不要	契約関係書類
	他の退職金制度加入の確認資料	請負代金額300万円以上となるとき 工事完成時まで						●		—	契約関係書類
	建退共制度 共済証紙受取辞退届 (下請負人)	請負代金額300万円以上となるとき 第三者に委任又は請負させたとき遅滞なく						●		—	契約関係書類
	他の退職金制度加入の確認資料 (下請負人)	請負代金額300万円以上となるとき 第三者に委任又は請負させたとき遅滞なく						●		—	契約関係書類
	建退共制度 共済証紙受払簿	工事完成時まで						●		—	契約関係書類
	支給品受領書	引渡しの日から7日以内	第25条	第15条			●			不要	契約関係書類
	貸与品借用(返納)書	引渡しに当たり適宜	第25条	第15条			●			不要	契約関係書類
	貸与品(支給品)亡失き損報告書	引渡しに当たり適宜	第25条	第15条			●			不要	契約関係書類
	支給品精算書	工事完成時又は精算が可能となるとき	第25条	第15条			●			不要	契約関係書類
	天災その他の不可抗力による損害の通知 について	損害発生後直ちに	第39条	第29条			●			不要	契約関係書類
	損害確認通知書	通知を受けた後直ちに	第39条	第29条					●	不要	契約関係書類
	措置請求書	臨機の措置をとったとき直ちに	第36条	第26条					●	不要	契約関係書類
	措置決定通知書	臨機の措置をとったとき直ちに	第36条	第26条			●			不要	契約関係書類
	火災保険、建設保険その他の保険	保険契約を締結後直ちに	第58条	第47条			●			要	
	火災保険、建設保険その他の保険以外の 保険		第58条	第47条			●			要	契約関係書類
施 工 管 理 書 類	官公庁届出手続き等	必要に応じて				1.1.3		●		要	工事帳票
	道路使用許可書の写し	許可、承諾等を得たとき			第17項	1.1.3		●		要	工事帳票
	「対象建設工事の届出」通知書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第2条の 「対象建設工事」(以下、「対象建設工事」という)に該当するとき			第20項	1.1.3				—	—
	工事実績情報サービス(CORINS)への登 録	特記された場合 受注時:契約後10日以内 途中変更時:変更があった日から10日以内 完成時:工事完成后10日以内				1.1.4		● (登録内容確認書)	● (確認のお願い) (署名したもの)	不要	工事帳票
	施工体制台帳	第三者に委任又は請負させたとき遅滞なく	第17条の2	第7条の2	第9項(1)(3)	1.1.5(3)	●			要	工事帳票
	施工体系図	第三者に委任又は請負させたとき遅滞なく			第9項(5)	1.1.5(3)	●			要	工事帳票
	工事の一時中止に関わる事項					1.1.9	●			要	工事帳票
	工期変更に係る資料の提出					1.1.10	●			要	工事帳票
	実施工程表	工事着手前				1.2.1	●			不要	工事帳票
	月間工程表					1.2.1	●			不要	工事帳票
	工種別工程表	監督員の指示を受けた場合				1.2.1	●			不要	工事帳票
	総合施工計画書	工事着手前				1.2.2	●			不要	工事帳票
	工種別施工計画書	工事着手前 (変更が生じた場合、その都度工事着手前)			第9項(1)(2)	1.2.2	●			不要	工事帳票
	施工図等	工事着手前				1.2.3	●			要	工事帳票
	指示・協議記録	監督員より請求されたとき				1.2.4(2)	●			要	工事帳票
	試験結果	監督員より請求されたとき				1.2.4(3)	●			要	工事帳票
	施工の記録、見本等	監督員より請求されたとき				1.2.4(4)	●			要	工事帳票
	工事写真	監督員より請求されたとき				1.2.4(4)	●			不要	工事帳票
	発生材報告書・発生材調査	引渡を要するもの指定されたもの 工事現場において再資源化を図るものと指定されたもの				1.3.11	●			不要	工事帳票
	再生資源利用計画書	契約約款特約事項第21項「対象建設工事」に該当する場合又は特 記による場合			第21項(1)	1.3.11	●				施工計画書添付 工事帳票
	再生資源利用促進計画書	契約約款特約事項第21項「対象建設工事」に該当する場合又は特 記による場合			第21項(1)	1.3.11	●				施工計画書添付 工事帳票
	再生資源利用実施書	工事完成時 契約約款特約事項第21項「対象建設工事」に該当する場合又は特 記による場合			第21項(3)	1.3.11	●			不要	工事帳票
	再生資源利用促進実施書	工事完成時 契約約款特約事項第21項「対象建設工事」に該当する場合又は特 記による場合			第21項(3)	1.3.11	●			不要	工事帳票
	確認結果票	「対象建設工事」に該当する場合又は特記による場合					●				施工計画書添付 工事帳票

		根 拠				受注者		発注者	工事打合せ簿 の添付	工事関係書類 整理分類
工事関係書類		提出要件・提出時期等	執行規則	契約約款	特約事項	標準仕様書	発注者側へ提出	発注者側へ提示		
施 工 管 理 書 類	建設副産物情報交換システムへの登録	特記による場合						●	—	工事帳票
	廃棄物処理業者(収集、運搬、中間処理、最終処分)の許可証の写し	特記による場合 工事着手前						●	—	工事帳票
	運搬ルート及び処分場の位置、事業の範囲、処理能力、処理方法を明示したもの	特記による場合 工事着手前						●	—	工事帳票
	処分場の現地確認写真	特記による場合 工事着手前						●	—	工事帳票
	建設廃棄物処理委託契約書	特記による場合 工事着手前						●	—	工事帳票
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	特記による場合 工事完成時まで						●	—	工事帳票
	建設発生土等の受け入れ証明	特記による場合 工事完成時まで					●		不要	工事帳票
	事故等速報	災害及び事故が発生した場合				1.3.9	●		要	工事帳票
	労働災害防止協議会等の活動記録	施工中、監督職員の請求時に提示とする。 実施項目を施工計画書に記載のこと。						●	—	工事帳票
	安全衛生(店社)パトロールの実施記録							●	—	工事帳票
	安全に関する研修・訓練							●	—	工事帳票
	安全衛生打合せの実施記録							●	—	工事帳票
	安全巡視の実施記録							●	—	工事帳票
	新規入場者教育の実施記録							●	—	工事帳票
	過積載防止の取り組み記録				第16項			●	—	工事帳票
	建設機械、車両等の点検・整備記録							●	—	工事帳票
	重機操作に係る点検記録							●	—	工事帳票
	山留め・仮締め切り等の点検管理記録							●	—	工事帳票
	足場・支保工組立完了記録							●	—	工事帳票
	保安施設管理記録							●	—	工事帳票
	作業員休暇確保の記録							●	—	工事帳票
	工事現場の掲示物	工事着手前までに現場掲示					現場掲示		不要 (工事写真帳)	工事写真
	暴力団不当介入排除ポスターの掲示	工事着手前までに現場掲示			第24項		現場掲示		不要 (工事写真帳)	工事写真
	低騒音型・低振動型建設機械の使用	設計図書で使用を義務付けている場合					●		不要 (工事写真帳)	工事帳票
	排出ガス対策型建設機械の使用	設計図書で使用を義務付けている場合					●		不要 (工事写真帳)	工事写真
	現場環境改善の実施の報告	工事完成時			第13項		●		要	工事帳票
	使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料	資材を購入するまで				1.4.2	●		要	工事帳票
	工事材料搬入報告書	監督員が指示した場合 材料の搬入毎				1.4.3	●		要	工事帳票
	材料確認書		第24条	第14条		1.4.4	●		不要	工事帳票
	試験計画書	材料の品質及び性能を試験により証明する場合				1.4.5	●		要	工事帳票
	工事材料持出承認願	工事現場外に搬出するとき	第23条第4項	第13条第4項			●		不要	工事帳票
	工事履行報告書	設計図書の定めるところによる	第21条	第11条			●		不要	工事帳票
	技能士資格を証明する資料	特記のよる場合				1.5.2(3)	●		要	工事帳票
	技能資格者の資格又は能力を証明する資料					1.5.3(2)	●		要	工事帳票
	一工程の施工の確認・報告	一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督員の指示を受けた場合				1.5.4	●		要	工事帳票
	段階確認書						●		不要	工事帳票
	工事打合せ簿	施工中適宜	第19条第5項	第9条第5項			●	●	—	工事帳票
	立会書		第24条	第14条			●		不要	工事帳票
	創意工夫、技術力に関する項目等の報告	工事完成時まで					●		要	工事帳票
	休日又は夜間の作業連絡	施工中適宜				1.3.5	●		要	工事帳票
	長期休暇の届出	施工中適宜					●		要	工事帳票
	暴力団等からの不当介入の報告	不当介入を受けたとき直ちに			第15項		●		要	工事帳票
	隣接工事等との協議記録	施工中適宜	第13条	第2条		1.1.7	●		要	工事帳票
	【完成時の提出図書】					1.7.1				
	完成図					1.7.2	●			
	保全に関する資料	特記による				1.7.3	●			
	電子データ(CDR等)						●			
	その他						●			

※工事関係書類の提出部数は、基本「契約関係書類」1部、「施工管理書類」は、工事打合せ簿による場合は2部、その他による場合は1部とするが、発注担当課において定めるものとする。

※提出又は提示する工事関係書類は発注担当課と協議のこと。